

アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想

平成17年7月

アイヌ文化振興等施策推進会議

はじめに

1．アイヌ文化関連施策の現状

(1) ウタリ対策懇談会の提言

(2) アイヌ文化関連施策の現状と課題

2．アイヌの伝統的生活空間の再生の必要性と意義

(1) 残された課題

(2) 自然空間の再生・整備の必要性

3．アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本的考え方

(1) 基本的な機能

(2) 基本的な形態

(3) 仕組み・活用施策等

(4) 施策の展開

はじめに

ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会（以下「ウタリ対策懇談会」と略称する）が、今後のウタリ対策のあり方について検討を行い、平成8年4月、4つの新しい施策を提言した。現在、このウタリ対策懇談会の指摘や提言に基づいて、具体的な施策が展開されているところである。しかし、これらの提言のうち、アイヌの伝統的な生活の場（イオル）の再生をイメージした伝統的生活空間の再生については、地元北海道における検討などが行われてきたものの、この提言から約9年間が経過した現在においても、未だ具体的な施策として実施する段階に至っていない。

このような状況を打開するため、平成16年7月、アイヌ文化振興等施策推進会議（国土交通省北海道局、文化庁、北海道、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、社団法人北海道ウタリ協会により構成）は、残された課題であるアイヌの伝統的生活空間の再生について、具体的な施策の実施に向けた検討を進めることとし、同年8月から、学識経験者、アイヌ文化伝承活動実践者によるイオル再生等アイヌ文化伝承方策検討委員会において、アイヌの伝統的生活空間の再生のあり方についての具体的な検討を行ってきたところである。

この基本構想は、この委員会の報告を踏まえ、アイヌの伝統的生活空間の再生のあり方について、基本的な考え方を示したものである。

1. アイヌ文化関連施策の現状

(1) ウタリ対策懇談会の提言

ウタリ対策懇談会は、平成8年4月に取りまとめた報告書において、アイヌの伝統や文化について、アイヌの人々の民族としてのアイデンティティの基盤とも言うべき言語や伝統文化等は、十分な保存、継承が図られているとは言い難い状況にあること、また、アイヌの人々の民族としての歴史や伝統、現状が国民一般に正しく理解されているとは言えない状況にあることを指摘している。

さらに、この報告書においては、このような状況を踏まえ、存立の危機にあるアイヌ語やアイヌの伝統文化の保存・振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現と国民文化の一層の発展に資することを、ウタリ対策の新たな展開を図るための基本理念とし、この基本理念と関係施策の具体的な調和を図ることが必要であるとしている。そして、このための新しい施策として、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興、伝統的生活空間の再生、理解の促進を柱に展開すべきことを提言している。

この報告書を受けて、平成9年5月、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」と略称する）が制定された。

また、同年7月には、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する法人として、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」が設立された。

(2) アイヌ文化関連施策の現状と課題

アイヌ文化振興法の制定以降、アイヌの人々の自主性が十分に尊重され、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けて、国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等の知識の普及及び啓発に関する具体的な施策の充実を図ってきている。その具体的な施策の実施については、アイヌ文化振興・研究推進機構が、平成9年度から、ウタリ対策懇談会が提言した新しい施策のうち、アイヌ文化等に関する研究の推進、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興、アイヌの伝統や文化に関する知識の普及や啓発を推進するため、様々な事業を全国に向けて展開してきて

いる。

その結果として、アイヌの人々を始め、国や地方公共団体による施策、アイヌ関係団体などの多くの関係者の努力により、アイヌ文化等に関する研究の推進、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興、アイヌの伝統や文化に関する知識の普及や啓発に関しては、徐々に進展を見せている。

一方で、アイヌ文化の伝承活動に関して、人材育成の遅れなどの課題があることも指摘されており、これらの施策のさらなる推進を図ることが必要であることから、アイヌ文化振興法に基づく業務の展開を行うこととされているアイヌ文化振興・研究推進機構を中心にして、同機構が実施する諸事業の見直し等を図りながら、その効果的な実施に努めていくことが必要である。

2. アイヌの伝統的生活空間の再生の必要性和意義

(1) 残された課題

ウタリ対策懇談会が提言した新しい施策のうち、具体的な施策として実施に移されなかったアイヌの伝統的生活空間の再生については、その施策の具体化に向け、この提言を基礎として、今日までにいくつかの検討が行われてきたが、具体的な進展を見るに至らなかった。

(参考)平成11年7月 「伝統的生活空間の再生に関する基本構想」(北海道)

平成14年4月 「伝統的生活空間(イオル)再生構想の具体化に向けて」(北海道)

このような状況を打開するため、平成16年7月、アイヌ文化振興等施策推進会議(国土交通省北海道局、文化庁、北海道、アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道ウタリ協会により構成)は、この残された課題について、具体的な施策の実施に向けた検討を進めることとし、同年8月、学識経験者及びアイヌ文化伝承活動実践者により構成される「イオル再生等アイヌ文化伝承方策検討委員会」が設置され、アイヌの伝統的生活空間の再生を中心としたアイヌ文化伝承活動の課題の解決方策について、具体的な検討を行うこととしたものである。

(2) 自然空間の再生・整備の必要性

ウタリ対策懇談会の報告書にあるように、アイヌの人々は、川筋等を中心とした伝統的な生活領域で、狩猟・採集・漁撈を中心とした生業を営む中で独特の文化を育んできた。アイヌ文化は自然とのかかわりが深い文化であり、現代に生きるアイヌの人々も自然との共生を自らの民族的アイデンティティの重要な要素として位置付けている。

また、アイヌ文化は歴史的遺産として貴重であるにとどまらず、これを現代に生かし、発展させることは、我が国の文化の多様さ、豊かさの証しとなるものであり、特に自然とのかかわりの中で育まれた豊かな民族の知恵は、広く世界の人々が共有すべき財産であると言える。

このような文化的背景を有するため、流域を中心とした生活領域において自然と共生していたアイヌの人々が、その文化の保存、継承、発展を図るためには、アイヌ文化を育んできた自然を再生し、個別の文化活動を実践していく上で必要な自然素材の確保が具体的に可能となるような自然空間の再生と整備が必要であり、その自然空間を良好な状態で維持していくことが不可欠である。

このように自然と共生してきたアイヌの人々がその文化の保存、継承、発展を図る上で必要不可欠なものであるにもかかわらず、これまでは自然素材の確保のための対応策がほとんど講じられてこなかった。このような状況を克服するためには、アイヌの人々による伝承活動の拠点となることが期待される地域において、アイヌの伝統的生活空間の再生をイメージして、このような自然空間を再生・整備し、維持していくことが必要であり、そのことにより、必要な自然素材を確保することは、アイヌ文化の保存、継承、発展に大きく寄与することが期待される。

確保された自然素材は、必要に応じて、北海道以外の地域をも含め、地域を越えて提供されることなどにより、その効果が広く波及することが期待される。また、同時に、この空間を有効的に活用することを通じて、アイヌの伝統や文化に関する国民全体への知識の普及や啓発が図られることが期待される。

3. アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本的考え方

(1) 基本的な機能

アイヌの伝統的生活空間の再生は、自然と共生していたアイヌの人々の伝統的な生活の場（イオル）をイメージし、個別の伝承活動に必要な自然素材の供給を可能とする、自然を基本とする空間を形成するものであると考えられる。

この空間においては、アイヌ文化の伝承に必要な自然素材の確保が一定のルールの下で自由に行うことができるとともに、併せて、その空間において確保された自然素材を活用した、アイヌの人々の自然観に根差した工芸技術等の文化の伝承活動、自然と共生していたアイヌの人々の知恵を生かした文化の体験あるいは交流等の活動が行われることが考えられる。

この空間で行われる具体的な活動として、樹木・草本等の植物の採取や栽培、魚類・動物の捕獲や保護、これらの活動に関連する文化的な営みなどが考えられる。

(2) 基本的な形態

この空間は、自然素材が存在する自然空間として、森林、耕地等の領域と、水辺（河川、湖沼、海岸、沿岸域）の領域のほか、これらの自然空間と一体的に利用される付随的な空間も含んだ総体として考えられる。

また、この空間は、土地の使用形態等に応じて、他者の協力を得て優先的に利用する領域と、使用者自らが占用的に使用する領域が考えられるが、の領域のような土地の使用を中心に検討されるべきであると考えられる。

この空間を構成する要素として、確保された自然素材の入手、配分、加工、調製、利用、保存等を含む一連の工程に関する実験や試験、実習、実演等及びそれらの活動に伴う情報発信などを行い、工芸技術等の文化の伝承活動、体験あるいは交流等の活動のための機能を備えた設備、施設等を、必要に応じて自然空間に付随的に備えることが考えられる。

(3) 仕組み・活用施策等

自然素材の継続的な確保を実現するため、自然素材の種類等や地域の特性などに応じて、確保の方法等について、有効な方策を設定することが重要である。

必要な自然素材の確保に当たっては、自然空間における採取、捕獲、栽培等に加

え、空間におけるアイヌ文化の伝承活動、体験あるいは交流等の活動の目的を達成するため、必要に応じて、購入や他の地域からの入手等も合わせて行うことも検討されるべきである。

具体的には、次のような施策を活用することが考えられる。

- ・森林については、利用可能な制度等の活用、所有者との契約による栽培など。
- ・水辺の自然空間における植物については、河川区域の占用や土地の借用など。
- ・魚類・動物については、漁業協同組合との協働や特別許可取得等の活用など。

また、確保された自然素材の入手、配分、加工、調製、利用、保存等を含む一連の工程としての仕組みを構築することも必要である。

(4) 施策の展開

国土交通省北海道局、文化庁、北海道、アイヌ文化振興・研究推進機構、北海道ウタリ協会のほか、関係市町村、アイヌ関係団体及び個人、関係機関等は、アイヌの伝統的生活空間の再生の目的を達成するため、それぞれの役割を果たし、連携・協力することが必要であり、そのための仕組みが構築されることが望まれる。特に、具体的な施策の実施においては、アイヌ文化振興・研究推進機構を中心とする仕組みを基本とし、また、空間の管理運営については、関係市町村やアイヌ文化伝承活動実践者又は団体等により管理運営の実務を担う組織を整備することが必要である。

アイヌの伝統的生活空間の再生に関する施策の展開や地域の設定等に当たっては、それぞれの地域の事情も踏まえながら、アイヌの人々の自主性が尊重され、その意向が反映されることが大切である。また、施策が展開される空間全体がネットワークとして効果的に運用されるよう、拠点を設けるなどの機能の分担や連携を図ることが必要である。

当面は、地域の環境・条件やアイヌの人々の意向等を踏まえて、先行して進めることとされた地域において重点的に施策の展開を図ることにより、効果的な施策の推進を目指すことが考えられる。

アイヌの伝統的生活空間の再生の目的を達成するために必要とされる設備・施設等については、期待される効果の迅速かつ効果的な発現を図るため、既存の設備・施設等を積極的に活用することが望まれる。

なお、既存の設備・施設等の活用によっては必要な機能を整えることが困難な場合においては、地域の環境・条件等に応じて、必要な措置について検討がなされる

べきであると考えられる。

この基本構想において提示された考え方は、アイヌの伝統的生活空間の再生に関する施策の展開を図るに当たって、その基本となるべきものである。この考え方に基づき、具体的な施策が実施されることにより、現在、アイヌ文化振興・研究推進機構が中心となって展開されている他の施策と合わせて、ウタリ対策懇談会が提言した新しい施策が総合的に推進されることが強く望まれる。